

令和 4 年

第 2 回西原村臨時会会議録

令和 4 年 4 月 2 6 日

令和 4 年 4 月 2 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年第2回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
4月26日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第4号～第6号) (議案第26号)	

提出議案等

(令和4年4月26日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第9号)」について
- 議案第26号 村有財産の貸付について

目 次

第1号（4月26日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
欠席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	6
日程第 3 村長提案理由説明（承認第4号～議案第26号）	6
日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について 「（専第2号）西原村税条例等の一 部を改正する条例の制定について」	7
日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について 「（専第3号）西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」	9
日程第 6 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について 「（専第4号）令和3年度西原村一 般会計補正予算（第9号）について」	11
日程第 7 議案第26号 村有財産の貸付について	12
閉 会	14
署 名	15

第 1 号 (4 月 2 6 日)

令和4年第2回西原村議会臨時会会議録

令和4年4月26日、令和4年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和4年4月26日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第4号～議案第26号）
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」
- 日程第 7 議案第26号 村有財産の貸付について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	松山兼二君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	吉井誠君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君

○議長（山下一義君）皆さんおはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和4年第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

今年度4月より、松山兼二君が副村長に任命されましたので、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

（副村長 松山兼二君 登壇 挨拶）

○副村長（松山兼二君）おはようございます。副村長の松山と申します。

さきの定例会におきまして、議員の皆様方より、副村長の選任の同意を賜りまして、誠にありがとうございます。また、このように、神聖な議場の場でご挨拶申し上げる機会をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

ご承知のとおり、私は国土交通省九州地方整備局から出向で、4月1日に副村長に就任いたしました。大変身に余る光栄でありますとともに、職責の重さに、身の引き締まる思いがいたしております。

熊本地震から6年が経過いたしました。震災直後の壊滅的な状況から一歩一歩、皆様のご尽力の下、いろいろな取組がなされ、村の主要道路は全線開通し、集落再生事業も昨年4月に竣工式が開催されるなど、復旧事業はおおむね完了しています。今後は、残された復旧事業や復興に向けて、中でも特に、防災の拠点及び村民全てが集える健康づくりの拠点となる総合運動公園事業をしっかりと推進すること、そして、村民の皆さんのため、村の発展のために職員と一丸となり村長を補佐し、国などとのパイプ役ともなり、誠心誠意職務を果たしていきたいと思っております。なかなか未熟な人間で、至らない点多々あると思っております。議員の皆さんからのご指導、ご鞭撻のほど賜りたく、よろしく願いいたします。

甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）ただいまご挨拶をいただきました松山副村長におかれましては、今後、西原村の発展の礎となつていただくよう、議会からもよろしく願い申し上げます。

それでは、本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、西口義充

君、8番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) おはようございます。

令和4年第2回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、専決処分の承認が3件、村有財産の貸付けについてが1件、合計4件、お願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付をもって専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,869万9,000円とするものでございます。

決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

歳入におきましては、令和3年度の地方譲与税や地方特例交付金のうち、

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付税等の交付額が年度末にほぼ決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金において、災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要性がありました。このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第26号、村有財産の貸付についてご説明申し上げます。

熊本県が実施施工する大切畑ダム災害復旧工事において、土砂仮置き等を行うまとまった用地が必要であることから、熊本県より、土地貸付けの協議依頼に基づき、公有財産を貸し付けるものでございます。公有財産の貸付けについては、地方自治法第238条の6第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました承認3件、議案1件、以上合計4件につきましては、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

なお、今、議長のほうからお話がありましたように、松山副村長が誕生しております。そして、新たに課長に昇任した職員が3名、それと、課長を異動した人が3名ということでございます。特に、新任課長は分からないところ、緊張しておると思っておりますので、皆さん方のご指導をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年4月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第2号、西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、それを受け、西原村税条例も令和4年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村税条例等の一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料1でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令等、関係法令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容について、税目ごとにご説明いたします。

まず、（1）個人住民税の改正のア、住宅ローン控除の延長・見直しにつきまして、これは、所得税において住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられ、当該措置の対象についても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において個人住民税から控除するものです。

改正内容については、所得税において、住宅ローン控除の適用期限が4年間延長されることに伴い、個人住民税においても同じく延長し、令和7年末までの入居者を対象とするものです。

また、控除限度額については、所得税課税総所得金額の7%、最高13万6,500円から、5%の最高9万7,500円に引き下げられます。

次に、イの上場株式等の配当所得等に係る課税方式につきまして、上場株式等に係る配当及び譲渡所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能となっていました。金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるという改正内容になります。

次に、（2）固定資産税改正のア、固定資産税課税台帳の証明関係につきまして、改正民法による不動産登記法が改正され、登記簿に記載される事項が新たに追加されること等に伴い、固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等が図られています。

同法の改正により、登記に記載されている者がDV被害者等である場合、登記事項証明書等には住所に代わる事項を記載する措置が講じられ、これに伴い、村が固定資産税の証明書を発行する際にも、登記住所でなく、住所に代わる事項を記載することとするなど、所要の措置を講じるものです。

最後に、（3）その他についてですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれ、項ずれ等による所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行期日は、令和4年4月1日から令和6年4月1日にかけて、法律に基づいて順次施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

- 議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 4番議員、堀田君。
- 4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。
- 1点確認いたします。
- 固定資産税の課税台帳の証明関係なんですけれども、DV関係の被害者等の記載事項のシステム変更、これ4月1日からということですが、これはもう対応できている、今後対応する、どちらでしょうか。
- 議長（山下一義君）税務課長。
- 税務課長（小栗 優君）ただいまの質問にお答えいたします。
- 一応こちらの制度につきましては、令和6年4月1日の施行ということになりまして、改正につきましては、今後やっていくということになります。
- 以上です。
- 議長（山下一義君）4番議員、堀田君。
- 4番議員（堀田直孝君）じゃ、期日には間に合うということで理解してよろしいでしょうか。
- 議長（山下一義君）税務課長。
- 税務課長（小栗 優君）はい、間に合います。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。
- （「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。
- （「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
- これより本案を起立により採決します。
- 承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
- よって承認第4号は、原案どおり承認されたものと決定します。
- 日程第5、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
- 内容の説明を税務課長に求めます。
- （税務課長 小栗 優君 登壇 説明）
- 税務課長（小栗 優君）承認第5号についてご説明いたします。
- 承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年4月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第3号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、それを受け、西原村国民健康保険税条例も令和4年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の概要、税務課資料2によりご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容については、国民健康保険税の課税限度額の改正になります。これは、国民健康保険の被保険者、各所得層間の保険税負担の公平性確保の観点から、限度額引上げにより見直しを行うものであります。

課税限度額改正の内容につきましては、医療給付費分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額を19万円から20万円に改正し、課税限度額の合計を99万円から102万円に改正するものであります。

この条例の施行期日は、令和4年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって承認第5号は、原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第9号)」についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君)承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年4月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第4号、令和3年度西原村一般会計補正予算(第9号)。

令和3年度西原村の一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,869万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入において、令和3年度の地方譲与税及び地方特例交付金のうち、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、特別交付税等の交付が年度末に交付決定されたことや、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金において災害復興基金に積み立てることにより、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出において基金積立金へ計上する必要があり、予算補正が急遽必要となり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加、款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、役場庁舎浄化槽修繕事業280万円。

2 総務費、3 戸籍住民基本台帳費、転出・転入ワンストップ化事業237万6,000円。

8 消防費、1 消防費、住まいの再建継続利用支援事業(自主防災組織)1,112万8,000円。

歳入歳出の主なものについて説明いたします。

7ページから歳入でございます。

決算見込みによります予算の増減を行っております。

8ページをお願いいたします。

中段ごとに、款10地方特例交付金、項3新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金3,289万3,000円の増額補正でございます。中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減に伴う地方税減収分の補填特別交付金の新設でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税6,277万8,000円の増額補正でございます。特別交付税の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費852万4,000円の減額補正でございます。災害復興基金積立金の最終的な額の確定に伴う減額です。

あと、予備費に1億2,012万5,000円の増額補正をしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分報告及び承認について「（専第4号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第9号）」について、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって承認第6号は、原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、議案第26号を村有財産の貸付についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、村有財産の貸付について。

村有財産を次のように貸し付けるものとする。

令和4年4月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、貸付財産。

(1) 土地、所在地、阿蘇郡西原村大字鳥子3599番1の一部、阿蘇郡西原村大字小森2183番10の一部。地目、2筆とも原野でございます。面積、2万5,769.85㎡と7,658.5㎡、合計面積3万3,428.35㎡となります。

目的、大切畑ダム災害復旧工事に伴う工事用土砂仮置き用地。

(3) 賃貸額、初年度213万2,728円とする。ただし、引き続き、次の1年間継続したときの賃貸額は、年額232万6,612円とする。

(4) 貸付けの相手方、熊本県。

(5) 貸付期間、令和4年5月1日より令和6年3月31日までとする。

提案理由でございます。

公有財産の貸付けについては、地方自治法第238条の6第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

主な内容についてご説明いたします。

熊本県が実施施工する大切畑ダム災害復旧工事において、追加の土砂仮置き等を行うまとまった用地が必要であることから、熊本県より土地貸付けの協議依頼に基づき、公有財産を貸付けするものでございます。

参考資料として、契約書案を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員(坂本隆文君) 5番、坂本です。

大切畑堤には汚泥が相当あるというふうに震災前から言われておりましたけれども、そちらの処理がこの仮置場のほうに行くのかどうかをお聞きしたいのと、もし行かなければ、その後のその汚泥の処理はどうされるのか、県のほうから聞かれていますのであれば、そちらの説明お願いいたします。

○議長(山下一義君) 建設課長。

○建設課長(廣瀬 太君) ただいまの坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

ダム底に堆積しております泥土につきまして、場外に持ち出さずに、ダムの敷地の中で水分調整等を行いながら、再利用を計画されております。

そういうことで、工事現場外への持ち出しはないということでございます。以上でございます。

○議長(山下一義君) 5番議員、坂本君。

○5番議員(坂本隆文君) ご説明ありがとうございます。

それでは、こちらのほうの鳥子地区には持ち出さないということで、その場で固めて、それがその上に広場になるとか、そういったものの下に入るということで間違いはないでしょうか。

- 議長（山下一義君）建設課長。
- 建設課長（廣瀬 太君）石灰等を交ぜながら、その場で使うということで聞いております。以上でございます。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第26号、村有財産の貸付について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。
以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。
これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和4年第2回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

7 番議員 西 口 義 充

8 番議員 上 野 正 博